

旭川市都市公園条例の改正について

1 改正理由

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）の方針に基づき、39の公園施設において令和2年4月1日から新料金を適用。

↓

新料金は、消費税率8%である平成26年度から平成29年度までの施設の管理コストに基いて算出したが、夜間照明や拡声装置等の施設の利用に伴う附属設備・器具の使用料はコスト計算の対象とならないため、改正されていない。

↓

附属設備等の現行料金は、消費税5%込の料金となっているが、消費税率8%を転嫁する方針を市として定めたことから、消費税8%を適用するために条例改正を行う。

2 改正する施設及び対象器具等

公園	施設	附属設備・器具
花咲スポーツ公園	硬式野球場(スタルヒン球場) 軟式野球場	夜間照明
	硬式野球場 陸上競技場 球技場 テニスコート	会議室 予備室 拡声装置 ワイヤレスマイク 夜間照明
東光スポーツ公園	軟式野球場・球技場	会議室 予備室 拡声装置 ワイヤレスマイク
忠和公園	多目的コート	夜間照明
カムイの杜公園	テニスコート	夜間照明